

平成19年度

科学研究費補助金公募要領

【特別研究促進費（年複数回応募の試行）】

〈今回募集する研究計画の応募資格者の範囲〉

本公募要領により募集する科学研究費補助金の応募資格者は、次の者に限定しております。

- 1 研究者名簿の登録最終締切日（平成18年10月20日）の翌日以降、新たに科学研究費補助金の応募資格を得た者（新たに研究者番号を取得する必要がある者）
- 2 研究者名簿の登録最終締切日（平成18年10月20日）の翌日以降に、再び科学研究費補助金の応募資格を得た者
- 3 平成18年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成18年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者

〔※ 既に研究者番号を取得している者については、上記「2」又は「3」に該当する者だけが応募することができますので、それ以外の者は、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。〕

平成19年2月28日

文部科学省

募集の趣旨

今回の募集は、昨年9月に公募を行い11月に受付を行った例年の募集とは別に行うもので、昨年11月の受付後、応募資格を得た者及び平成18年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、昨年11月に応募できなかった者を対象として行うものです。

科学研究費補助金は、これまで例年1回、補助金を交付する年度の前年の11月に応募を受け付け、6月に補助金を交付しておりますが、迅速かつ機動的な研究助成を行う観点から、年複数回応募を実現していくため、応募資格者を上記の者に限定して、昨年度に引き続き、年複数回応募を試行するものです。

なお、今回募集する研究計画が採択された場合には、「特別研究促進費」により研究費を措置しますが、募集する研究計画は、「基盤研究(C)」に相当するものです※(37歳以下の研究者が一人で行う研究計画については、審査の際に配慮することとしています)。

※ 今回の「年複数回応募の試行」では、「募集する研究計画」を変更していただきますので、応募にあたってはご注意ください。

目 次

I 今回の公募の内容

1	公募する研究計画	1
2	応募資格	1
3	補助金の適正な使用等	2
4	研究組織	3
5	経費	4
6	公募の対象とならない研究計画	4
7	審査希望分野の選定	4
8	重複応募の取り扱い（重複応募の制限）	5
9	個人情報の取扱等	5
10	審査の方法	6
11	応募から交付までのスケジュール	6
12	生命倫理・安全対策等に係る留意事項	6
13	災害等に関する緊急の研究課題への対応	7
	別表1 「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」及び「若手研究（スタートアップ）」 に関する重複応募の制限	8
	別表2 系・分野・分科・細目表	9
	別表3 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	11

II 科学研究費補助金の概要

1	科学研究費補助金の目的・性格	29
2	研究種目	29
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	30
4	科研費に関するルール	30

III 応募書類の作成・応募方法等

1	電子申請システムを利用した応募	31
2	応募書類の作成	31
3	応募方法	31

IV 研究機関が行う事務

1	応募資格の確認	33
2	研究代表者への確認	33
3	応募に係る手続	33
4	応募書類の取りまとめ	33
5	応募書類の提出等	34
	(別添) 電子申請システムを利用した応募の手続	35

V 参考資料

1	平成18年度科学研究費補助金の交付状況	38
2	予算額等の推移	40
3	平成18年度研究種目一覧	41

問合せ先	42
------	----

<別冊>

平成19年度科学研究費補助金公募要領「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」

（応募書類の様式・記入要領）

研究者が作成する様式

○研究計画調書

<前半部分・応募書類（Web入力項目）>

- ・応募情報（Web入力項目）（「特別研究促進費」（年複数回応募の試行）作成・入力要領
- ・応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

<後半部分・応募内容ファイル（添付ファイル項目）>

- ・様式S-1-15 基盤研究（C）相当 研究計画調書作成・記入要領（新規）
研究計画調書（新規）様式

○研究分担者承諾書

- ・様式C-11 研究分担者承諾書（他機関用）
- ・様式C-12 研究分担者承諾書（同一機関用）

I 今回の公募の内容

1 公募する研究計画

(1) 「基盤研究C」相当の研究計画

- ①対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- ②応募総額 500万円以下
- ③研究期間 2～4年間

※1 平成19年4月1日現在で37歳以下の研究者（昭和44年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画については、審査の際に配慮することとしています。

※2 研究期間の1年度目は、「特別研究促進費」から研究費を措置しますが、2年度目以降は、「基盤研究（C）」から研究費を措置します。また、2年度目以降間接経費（注）を措置します。

（注）間接経費は、研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費（配分額）の30％に相当する額）であり、研究代表者が所属する研究機関が使用するものです。

2 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、所属する研究機関（注）において前年の研究者名簿の登録最終締切日（平成18年10月20日）の翌日以降に、次の①～④のすべての要件を満たした者、及び平成18年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、次の①～④のすべての要件を満たしていても、平成18年11月に応募できなかった者です。

また、応募時点において応募者が上記の者であることを所属する研究機関において確認されていることが必要です。

既に研究者番号を有している者については、研究者名簿の登録最終締切日（平成18年10月20日）の翌日以降に、再び次の①～④のすべての要件を満たした者、及び平成18年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成18年11月に応募できなかった者だけが応募することができますので、それ以外の者は、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。また、昨年11月の応募書類の提出時に、現在所属する研究機関とは別の研究機関に所属し、既に研究者番号を有していた者も、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属すること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

- ③ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ④ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

（注）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

(2) 応募する研究者（研究代表者）

今回募集する研究計画への応募は、応募資格を有する者が研究代表者（4 研究組織(1)参照）となって行ってください。

(3) 複数の研究機関に所属する研究者

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれか1つの研究機関から応募してください。

(4) 研究者名簿への登録

今回募集する研究計画に応募しようとする者は、応募書類の提出期間までに応募資格を有し、平成19年2月28日付け18振学助第57号「科学研究費補助金研究者名簿について（依頼）」に基づき、4月16日までに、所属する研究機関がとりまとめる研究者名簿に登録されていなければなりません。

なお、既に当該研究者名簿に登録されている者であっても、「所属」、「職」等に修正すべき事項がある場合には、4月16日までに、所属する研究機関がとりまとめる研究者名簿に正しい情報を登録する必要があります。

3 補助金の適正な使用等

(1) 補助金の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関がこれを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分にご理解の上、応募してください。

(2) 応募資格の停止（交付対象からの除外）

応募資格を有する研究者であっても、科研費に関する不正な使用、補助条件違反、不正な受給、又は研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや研究結果等の捏造と改ざん、及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、①から④のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。

① 不正な使用等を行った研究者（共謀した者を含む。）の場合（注）

- ・他の用途への使用を行っていなかった場合には、補助金を返還した年度の翌年度及び翌々年度
- ・他の用途への使用を行っていた場合には、補助金を返還した年度の翌年度から程度に応じて2～5年

（注） 科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む）で不正な使用等を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、①に該当する者として取り扱います。

② 不正な使用等を行った研究者と共同して研究を行っていた研究代表者及び研究分担者の場合（平成16年度以降交付の科研費に適用）

- ・不正な使用を行った研究者が他の用途への使用を行っていたか否かにかかわらず、補助金を返

還した年度の翌年度（新規の研究課題のみ対象）

- ③ 不正に科研費を受給した研究者の場合（研究活動の不正行為で示された成果に基づく応募内容により科研費を受給したと認められる者、不正受給を共謀した者を含む。）
 - ・ 補助金を返還した年度の翌年度から5年間
- ④ 科研費を活用して研究活動の不正行為に関与したと認定された研究者又は当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の場合(注)
 - ・ 不正行為が認定された年度の翌年度から程度に応じて1～10年(注) 科研費以外の文部科学省所管の競争的資金を活用した研究活動に不正行為があったと認定され、一定期間当該資金の交付対象から除外される研究者についても③または④に該当する者として取扱います。

(3) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、「補助金の交付をしないこと」や、「補助金の交付を取り消すこと」があります。

4 研究組織

(1) 研究代表者

- ① **研究代表者**は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して**すべての責任を持つ研究者**のことをいいます。
なお、研究期間中に応募資格の喪失、外国出張その他の理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。
- ② 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（下記(2)参照）及び研究協力者（下記(3)参照）とともに**研究組織**を構成することができます。
- ③ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合は「**研究分担者承諾書（他機関用）**」を、同じ研究機関に所属する者の場合は「**研究分担者承諾書（同一機関用）**」を必ず徴し、保管しておくなければなりません。

(2) 研究分担者

- ① **研究分担者**は、補助事業者であり、研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行について責任を持つ研究者で、「2(1) 応募資格」に掲げる①～④の要件を**すべて満たす者（研究者名簿に登録されている者）**でなければなりません。
なお、研究期間中に応募資格の喪失、外国出張その他の理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。
- ② 研究分担者は、研究代表者と同じ研究機関に所属する者であるか否かを問いません。

(3) 研究協力者

研究協力者は、研究代表者及び研究分担者以外の者で研究計画に随時参加し、その研究への協力をする者のことをいいます。

(例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者 等)

5 経費

(1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

(2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- ② 机、いす、複写機等、研究機関で通常備えるべき物品を購入するための経費
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

(3) 研究分担者に配分する分担金

研究代表者は、異なる研究機関に所属する者を研究分担者として加える研究であって、当該研究分担者に補助金の一部（分担金）を配分しないと研究遂行上大きな支障がある場合には、分担金を配分することができます。

(4) 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度ごとの補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

6 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ① 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ③ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- ④ 業として行う受託研究
- ⑤ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が 10万円未満の研究計画

7 審査希望分野の選定

応募に際しては、次の8分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定するとともに、別表2「平成19年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表」（9～10頁参照）から、最も関連が

深いと思われる細目を1つ必ず選定してください。

審査希望分野	人文社会科学	理 工	生 物
	①人文学、②社会科学	③数物系科学、④化学、⑤工学	⑥生物学、⑦農学、⑧医歯薬学

8 重複応募の取り扱い（重複応募の制限）

- (1) 一人の研究者が今回募集する研究計画に研究代表者として応募できる研究課題数は、1 課題です。
- (2) 「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容について、他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。
- (3) **他の研究種目との重複応募の制限**

本研究種目に応募する場合には、平成19年2月28日付けで日本学術振興会から通知された「平成19年度科学研究費補助金公募要領（若手研究（スタートアップ）」及び「平成19年度科学研究費補助金公募要領（若手研究（S）」により募集する研究種目に応募してはなりません。

他の研究種目との重複応募の制限については、別表1「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」及び「若手研究（スタートアップ）」に関する重複応募の制限」（8頁）のとおりとなります。

なお、本研究種目で採択された研究課題の2年目以降は、「基盤研究（C）」から研究費を措置することとしています。
- (4) 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、それぞれの研究機関から応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者（研究代表者）に着目して適用されます。
- (5) 平成18年10月27日付けで日本学術振興会が通知した「平成19年度科学研究費補助金公募要領（奨励研究）」により「奨励研究」（注）に応募した者が、応募書類提出後、本公募要領で定める応募資格を有し、応募書類を提出した場合には、「奨励研究」の応募研究課題が採択された場合であっても、当該研究課題に係る補助金は交付しません。
(注)「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象とします。
- (6) 日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回募集する研究計画には応募してはなりません。

9 個人情報の取扱等

応募書類に含まれる個人情報は、競争的研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供する予定です。

なお、採択された研究課題については、国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

10 審査の方法

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において、独立行政法人日本学術振興会が行っている二段審査制（※）相当の方法で実施する予定です。

※ 独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の「評価ルール」（「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」等）は、日本学術振興会のホームページ（<http://www.jsps.go.jp/i-grantsinaid/index.html>）でご覧いただけます。

11 応募から交付までのスケジュール

平成19年	2月28日	公募
	4月16日	研究者名簿登録締切日
	5月18日	応募書類提出締切日
	6月～8月	審査
	8月中旬	交付内定
	9月上旬	交付申請
	9月中旬	交付決定
	9月下旬	補助金の送金

12 生命倫理・安全対策等に係る留意事項

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策や動物愛護等の観点から法令や指針等により必要な手続き等が定められています。

大学等の研究機関の研究者は、法令等で定められている研究について計画を立案した場合には、必要な手続き等を行い、ルールに則って研究を実施しなければなりません。

法令等により必要な手続きが定められている研究の主なものは、次のとおりですが、このほかにも研究内容によって、法令や指針等が定められている場合がありますので留意してください。

以下に示した指針等の詳細な情報については、文部科学省ホームページ「生命倫理に対する取組み」（<http://www.lifescience-mext.jp/bioethics/index.html>）から入手できます。また、動物実験については、文部科学省ライフサイエンス課ホームページ（<http://www.lifescience-mext.jp/policies/dobutsu.html>）から入手できます。

研究計画に含まれる研究内容	関係法令及び指針等
特定胚の取扱いを含む研究	○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 ○特定胚の取扱いに関する指針 ○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則
遺伝子組換え実験を含む研究	○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（いわゆるカルタヘナ法）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究	○ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究	○ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針
疫学研究	○疫学研究に関する倫理指針
動物実験を含む研究	○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
臨床研究	○臨床研究に関する倫理指針
ヒト幹細胞を用いる臨床研究	○ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針

13 災害等に関する緊急の研究課題への対応

突発的に発生した災害に関する研究などであり、平成19年度に実施しなければならない緊急の研究課題（早急に研究を開始しないと対象が滅失してしまう研究など）であって、極めて重要なものが発生した場合には、今回募集する「年複数回応募の試行」に係る研究計画とは別に、随時、文部科学省研究振興局学術研究助成課に、研究機関を通じて連絡・相談してください。